

佐賀県幼稚園早期入園特区

都道府県名：

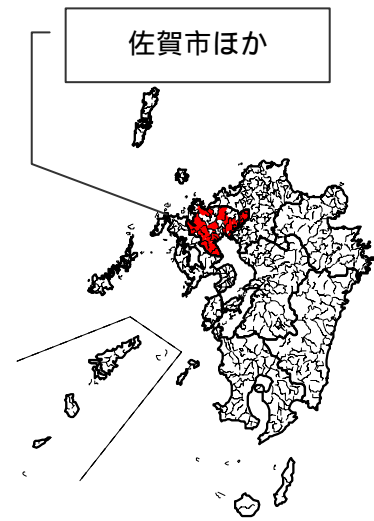
佐賀県

申請主体名：

佐賀県

区域の範囲：

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市及び鹿島市並びに佐賀県佐賀郡諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町及び富士町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町、中原町、北茂安町及び三根町、東松浦郡浜玉町及び呼子町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域



特区の概要：

満3歳に満たない幼児の入園について保護者からの要望があり、かつ受入態勢が整っているなど、希望する園において、幼児が満3歳になる年度当初から入園することを可能とすることで、幼稚園教育の目標の一つである幼児の集団内での協同、自律の精神の涵養を図り、幼児の社会性の涵養を促す。

適用される規制
の特例措置：

・三歳未満児の幼稚園入園の容認

